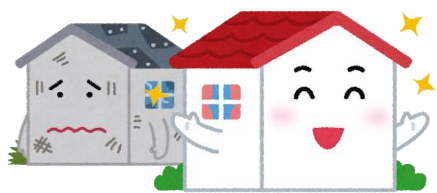


東伊豆町住宅リフォーム補助金



補助上限額
20万円

工事金額(税抜き)の**20%**を補助
(1,000円未満の端数切捨)

20万円の範囲内で5回まで申請が可能です。

● 対象者

- ・申請日において東伊豆町に住民登録をし、居住している者。
 - ・申請日において町税等（介護保険料、水道料等を含む。）を滞納してないこと。
 - ・交付金額（20万円）、交付回数（5回）の上限に達していない者。
- ただし相続等で建物の所有者が変わった場合には再度20万円、5回までの申請が可能。

● 対象工事

- ・東伊豆町内に所有する個人住宅及び併用住宅の居住部分。
- ・工事金額が消費税を除き、5万円以上のもの。
- ・町内施工業者によって行う工事。（事前に町に対して資格登録をする必要があります。）※令和4年度改正

①資格登録申請書（様式第9号）	施行業者が記入してください。
②法人登記全部事項証明書	法人の場合
③住民票の写し	個人の場合は③、④が必要
④直近の納税証明書等	

※ 競争入札参加資格認定を受けている者は登録不要です。

3月10日までに完了報告をしなければなりませんので、必ず期限を守ってください。

● 必要書類

①申請書（様式第1号）	申請者本人が記入してください。
②見積書（写し）	税抜き価格が記載されているもの。
③写真	対象物件の外観と工事予定箇所の写真。 ※A4用紙に印刷するか、張り付けてください。
④家屋の評価証明	税務課で取得 ※取得の際に身分証明書が必要です。
⑤住民票の写し	住民福祉課で取得 ※取得の際に身分証明書が必要です。

●必要に応じて提出する書類

⑥所有者の承諾書	所有者以外の家族が申請する場合又は共有名義の場合
⑦戸籍謄本	家屋所有者が亡くなっていて名義変更されていない場合
⑧売買契約書	家を購入した際、タイミングにより評価証明書が前所有者になっている場合

その他、申請の方法や詳しいことは、お問い合わせください。

問い合わせ先 役場観光産業課 95-6301